

令和 6 年度 運営指導結果

運営指導とは、都道府県および市町村から担当者が介護サービス事業者等へ出向き、適正な事業運営が行われているか確認するものです。

運営指導は、介護サービス事業所の育成・支援に主眼をおきつつ、制度管理および保険給付の適正化とよりよいケアの実現に繋げることを目的として行います。

栗東市の条例や国の省令、通知などにに基づき、作成された自主点検表や勤務体制等を運営指導前に提出していただき、運営指導当日にはその内容の確認をしていき、指導を行います。

なお、運営指導は、監査ではありませんが、運営指導の際に著しく不適切な点が見受けられた場合、監査に移行する場合があります。

1. 実績 市内事業所数は、令和 7 年 1 月末現在

地域密着型サービス	市内事業所数	運営指導実施数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	
小規模多機能型居宅介護	3	
うち、介護予防実施	3	
認知症対応型共同生活介護	3	1
うち、介護予防実施	2	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	
地域密着型通所介護	8	1
合 計	17	2
うち、介護予防実施	5	1

2. 指導結果

(指導内容)

認知症対応型共同生活介護において、虐待防止のための研修の年実施回数を指導。

通所介護において、施設管理費・維持費の徴収ができないことを指導。